

# 令和4年度 かごしま材利用拡大事業（木造公共施設整備事業）

## 1 事業目的

- ・地域材を利用し、設計上の工夫や効率的な木材調達等を通じた低コストで合理的な木造公共建築物を整備することで、そこで得られたコスト低減などのノウハウを広く普及し、県産材の利用拡大を図る。

## 2 事業主体

- (1) 地方公共団体、一部事務組合
- (2) 次に掲げる施設を整備するもの
  - ① 学校
  - ② 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
  - ③ 病院又は診療所
  - ④ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
  - ⑤ 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
  - ⑥ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - ⑦ 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

## 3 事業内容

- (1) 木造公共施設の整備（国1/2 事業主体1/2）
- (2) 木製外構施設等の整備（国1/2 事業主体1/2）
- (3) 木質内装の整備（国3.75/100 事業主体96.25/100）

【補助対象】  
 建築本体、内装木質化に係る工事費  
 （電気・上下水道工事等は除く）

ただし、(1)、(2)については、モデル性が高いもの等として①～③に該当する施設を除き、15%以内（国15/100 事業主体85/100）とする。

- ① CLTを構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ② 耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
- ③ 角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物

【主な採択要件等】

- (1) 床面積 1㎡あたりの地域材利用量が0.18㎡以上、かつ延べ床面積が300㎡以上
- (2) 原則、構造耐力上主要な部分には、JAS製材品を使用
- (3) 施設の整備中及び整備後に、地域住民等を対象とした施設見学会等を行い、建築物への木材利用の意義等についての普及啓発活動を行う。
- (4) 費用対効果が1.0以上である。
- (5) 整備する施設は、原則、合法性の証明された地域材を利用すること。
- (6) 設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ、低コスト化に努めること。
- (7) 庁舎（執務室等）、営利目的の施設（本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要額を超える利用料を徴収したり、物品の販売を行うなどの施設）は対象外
- (8) 事業対象施設における木材利用を通じて解決を図る社会的課題（例：「少子化対策」「ストレス対策」など）の内容及びその解決度合いを測る指標を取りまとめ、当該指標の状況について報告する。